

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の定款の変更認可……………一

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………一

……………(環境局総務部環境政策課)……………一

告示(選)

○政治団体の届出……………四

○政治団体の届出事項の異動の届出……………五

○政治団体の解散の届出……………八

○資金管理団体の指定の届出……………〇

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………〇

○資金管理団体の取消しの届出……………二

雑報

○全国自治宝くじの発売(二件)……………三

……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………三

○平成三十年度決算の要旨……………四

……………(東京都市町村職員共済組合)……………四

告示

●東京都告示第三百八十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年九月三日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和元年六月七日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

板橋区大山町地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

板橋区大山町三十一番

令和元年六月七日

五 変更の内容

事務所の所在地を板橋区大山町三十一番十号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

令和元年九月三日

●東京都告示第三百八十二号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

り告示する。

令和元年九月三日

東京都知事 小池 百合子

地

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

西新宿三丁目西地区市街地再開発準備組合

理事長 八木 秀夫

二 対象事業の名称及び種類

新宿区西新宿三丁目十一番十六号

三 対象事業の内容の概略

(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業

四 対象事業は、新宿区西新宿三丁目内の計画地約四・八ヘクタール内に、住居、業務、商業等の機能を含む高層建築物等を建設する計画である。

なお、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書の縦覧

(一) 期間

令和元年九月三日から同月十七日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

(三) 場所

午前九時三十分から午後四時三十分まで

ア 新宿区環境清掃部環境対策課

新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

イ 渋谷区環境政策部環境政策課

渋谷区宇田川町一番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺地域の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)～(3)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>(1) 工事の施行中における濃度</p> <p>① 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.05120～0.05513ppm であり、評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は 28.2～35.1% である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.06448～0.06688mg/m³ であり、評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械による寄与率は 6.7～10.1% である。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械は最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努める、建設機械のアドバンストップを作業員に周知徹底する等の環境保全のための措置を実施し、影響の低減に努める。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.04283～0.04539ppm であり、すべての地点で評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は 0.01%未満～1.77% である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.06035～0.06052mg/m³ であり、すべての地点で評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は 0.01%未満～0.04% である。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>① 地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.042981ppm であり、評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は 0.1%未満である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.062340mg/m³ であり、評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は 0.1%未満である。</p> <p>② 熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.043330ppm であり、評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する熱源施設の供用に伴う寄与率は 1.2% である。</p> <p>③ 関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.04130～0.04333ppm であり、すべての地点で評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による寄与率は 0.01%未満～0.14% である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.06028～0.06042 mg/m³ であり、すべての地点で評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による寄与率は 0.01%未満である。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>(1) 工事の施行中 ① 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動 敷地境界における建設機械からの騒音レベル(L_{eq})の最大値は、69dB であり、評価の指標(80dB)を下回る。 敷地境界における建設機械からの振動レベル(L_v)の最大値は、63～64dB であり、評価の指標(70dB)を下回る。 工事の実施にあたっては、建設機械は低騒音・低振動型建設機械の使用に努める、建設機械のメンテナンス作業員に周知徹底する等の環境保全のための措置を実施し、影響の低減に努める。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動 工事の施行中の道路交通騒音レベル(L_{eq})は、67～75dB、工事用車両の走行に伴う増加レベルは0～1dB であり、No.1 及びNo.10 以外の地点において評価の指標(70dB)を下回る。 No.1 及びNo.10 では、工事の施行中の道路交通騒音レベル(L_{eq})が評価の指標(70dB)を上回るが、現況交通量による道路交通騒音レベルが既に評価の指標を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音の増加レベルは0～1dB 未満である。工事の施行中の道路交通振動レベル(L_v)は昼間 47～55dB、夜間 40～54dB であり、すべての地点において評価の指標(昼間 60dB または 65dB、夜間 55dB または 60dB)を下回る。工事用車両の走行に伴う振動の増加レベルは昼間 0～2dB、夜間 0～1dB である。 工事の実施にあたっては、工事用車両は、出入口を分散化させるなど、一路線に車両が集中しないよう努める等の環境保全のための措置を実施し、影響の低減に努める。</p>
3. 日影	<p>(1) 工事の完了後 ① 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 主要な地点における計画建築物による冬至日の日影時間の変化は、約 1 時間 40 分減から約 2 時間増と予測した。 また、計画建築物(南棟、北棟、別棟 1 及び別棟 2)による等時間日影は、計画建築物を敷地境界からセットバックした配置とする等の措置を施すことにより、冬至日に 2.5 時間以上の日影が生じる範囲は、いずれも「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の日影規制の基準を満足している。 したがって、本事業に係る冬至日における 2.5 時間以上の日影の生じる範囲は、評価の指標(「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制)に適合するものと考ええる。</p>
4. 電波障害	<p>(1) 工事の完了後 ① 計画建築物等の設置による遮へい障害(地上デジタル放送、衛星放送)及び反射障害(地上デジタル放送) 地上デジタル放送については、遮へい障害は広域局が計画地の西南西側へ約 180m、県域局が計画地の西南西側へ約 800m の範囲に発生すると予測する。また、反射障害は広域局が計画地の西南西側へ約 1,030m、県域局が計画地の西南西側へ約 1,590m の範囲に発生すると予測する。 衛星放送については、遮へい障害が計画地の北東～北北東側へ最大距離約 250m の範囲において発生すると予測する。 本事業においては、工事の完了後ともに計画建築物に起因する地上デジタル放送及び衛星放送の電波障害が発生した場合には、適切な方法を検討し、対策を講じることにより、計画建築物によるテレビ電波の受信障害は解消されるものと考ええる。 したがって、本事業に係る電波障害については、評価の指標(テレビ電波の受信障害を起さないこと)に適合するものと考ええる。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 風環境	<p>(1) 工事の完了後 ① 計画建築物等の設置に伴う計画地周辺の平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲の変化の程度 現況における風環境は概ねランク1(住宅地の商店街、野外レジャー等)及びランク2(住宅街、公園)であるが、南北に走る山手通りや十二社通りにはランク3(事務街)が9地点、ランク外が6地点みられた。 計画建築物建設後における風環境は、防風植栽、大層根や低層建築物上での防風壁の設置等の対策を施すことにより、計画地周辺の環境の変化は生じるものの、概ねランク1～ランク2の風環境を維持することができ、現況でランク3以上の地点において、現況のランクを悪化させることはないものと考ええる。 したがって、適切な防風対策を行うことにより、本事業に係る風環境については、評価の指標(計画地及び周辺の風環境に著しい影響を与えないこと)に適合するものと考ええる。</p>
6. 景観	<p>(1) 工事の完了後 ① 主要な景観構成要素の変化の程度 計画地及び周辺地域の主な景観構成要素は、計画地の北側の新宿中央公園を除くと、住宅、オフィスビル、学校、文化施設等の低～高層建築物や首都高速道路の高架等の人工的な要素が中心となっている。 また、計画地の北東側には新宿パークタワー(高さ約 235m)、南西側には NTT 日本新宿本社ビル(高さ約 127m)や東京オペラシティタワー(高さ約 234m)等の超高層建築物が複数存在する。 本事業の実施に伴い、計画地内の建築物は、高さ約 235m の 2 棟の超高層建築物に置き換わるが、周辺地域の超高層エリアから周辺市街地へと連続するような景観が形成され、さらに道路の拡幅整備等を行うことから、快適な歩行者空間と超高層ビル群や周辺市街地と調和したまちなみが形成されるものと考ええる。 したがって、計画建築物の出現による主要な景観構成要素の変化の程度及びその変化による地域景観の特性の変化の程度は、評価の指標(新宿区景観形成ガイドライン)(平成 27 年 3 月改定版、新宿区)に示す「新宿駅周辺地区の甲州街道沿道エリアにおける景観形成の方針、並びに超高層ビルの景観形成ガイドライン、幹線道路沿道の景観形成ガイドライン」に適合するものと考ええる。</p> <p>② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 計画地周辺の代表的な眺望地点は、高さ約 235m の 2 棟の超高層棟が新たに出現するが、計画建築物は、周辺の超高層建築物と同程度の高さであり、周辺地域と連続性を保った都市景観が形成されるものと考ええる。 したがって、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、評価の指標(「新宿区景観形成ガイドライン」(平成 27 年 3 月改定版、新宿区)に示す「新宿駅周辺地区の甲州街道沿道エリアにおける景観形成の方針、並びに超高層ビルの景観形成ガイドライン、幹線道路沿道の景観形成ガイドライン」)に適合するものと考ええる。</p> <p>③ 圧迫感の変化の程度 現況における形態率は、29.4～69.7%、工事の完了後における形態率は、33.0～70.2% であり、変化量は、-8.9～-3.6 ポイントと予測する。 本事業においては、計画建築物の壁面を後退させて圧迫感を軽減させる等の措置を実施して影響の低減に努めることにより、計画地内の建築物による形態率の変化量は、-9.1～-0.7 ポイントと予測する。 したがって、計画建築物による圧迫感の変化の程度は、評価の指標(現状の形態率を著しく悪化させないこと)に適合するものと考ええる。</p>

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
日本維新の会参議院東京都選挙区第1支部	苗喜多 駿	濱 綾子	北区上十条2-25-14	R1. 6. 14	○	参議院議員
立憲民主党東京都第11区総支部	阿久津 幸彦	家藤 義人	板橋区大山東町55-7	R1. 6. 27	○	衆議院議員
立憲民主党東京都第14区総支部	木村 剛司	高山 和之	墨田区東向島3-39-10	R1. 6. 17	○	衆議院議員
立憲民主党東京都第21区総支部	大河原 雅子	塩田 千恵子	立川市錦町1-10-25	R1. 6. 17	○	衆議院議員
立憲民主党東京都第25区総支部	島田 幸成	中村 則仁	羽村市五ノ神1-8-6	R1. 6. 12	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都品川区第三十五支部	西村 直子	岩崎 千尋	品川区二葉3-8-11	R1. 6. 14	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
朝倉れい子後援会	朝倉 玲子	中條 千恵子	中野区東中野1-50-2	R1. 5. 10	参議院議員	朝倉 玲子、参議院議員
山岸一生後援会	山岸 一生	辻 圭悟	千代田区平河町2-12-4	R1. 6. 3	参議院議員	山岸 一生、参議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
小金井の新しい市長をつくる会	稲葉 孝彦	坂根 真木	小金井市緑町5-3-31	R1. 6. 12
平田みつよし後援会	平田 充孝	塩田 隆博	葛飾区東四つ木3-10-4	R1. 6. 10

●東京都選挙管理委員会告示第六十三号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六

告示(選)

条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和元年九月三日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党江東総支部	細田 勇	会計責任者の氏名	小嶋 和芳	高村 きよみ	R1. 6. 1
公明党千代田総支部	米田 和也	代表者の氏名	米田 和也	大串 博康	R1. 6. 25
自由民主党清瀬総支部	木原 誠二	主たる事務所の所在地	清瀬市中里3-947	清瀬市上清戸2-5-1	R1. 6. 23
		代表者の氏名	木原 誠二	中村 清治	R1. 6. 23
自由民主党東京都江東区第二十六支部	豊島 成彦	会計責任者の氏名	遠藤 幸一	新井 康友	R1. 5. 1
自由民主党東京都石油販売業支部	大家 章嘉	代表者の氏名	大家 章嘉	谷口 寿垂	R1. 5. 28
自由民主党檜原総支部	野村 栄一	主たる事務所の所在地	西多摩郡檜原村749	西多摩郡檜原村3602	R1. 6. 17
		代表者の氏名	野村 栄一	大谷 禮二郎	R1. 6. 17
自由民主党瑞穂総支部	山崎 栄	主たる事務所の所在地	西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷865	西多摩郡瑞穂町南平2-26-10	R1. 6. 24
		代表者の氏名	山崎 栄	石川 修	R1. 6. 24

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
明るい未来を創る会	村木 明美	会計責任者の氏名	宮崎 直美	小林 喜美	R1. 6. 19
麻布税理士政治連盟	千田 喜之	代表者の氏名	千田 喜之	水戸部 賢治	R1. 6. 20
		会計責任者の氏名	佐々木 康貴	出端 一吉	R1. 6. 20
荒川税理士政治連盟	渡辺 信一	代表者の氏名	渡辺 信一	千葉 哲範	R1. 6. 3
		会計責任者の氏名	木田 正幸	渡辺 信一	R1. 6. 3
石原ひろたかの会	石原 宏高	会計責任者の氏名	清水 健一	湯澤 一貴	R1. 6. 3
AI推進研究所	太田 亘	政治団体の名称	AI推進研究所	未来の中野区を考える	R1. 6. 7
エネルギー政策を考える芝浦の会（通称：芝浦会）	片山 修	代表者の氏名	片山 修	依田 修	R1. 5. 31
荏原税理士政治連盟	豊島 正純	会計責任者の氏名	坂井 晴行	稲垣 雄一郎	R1. 6. 14
大槻文彦後援会	大槻 真里絵	主たる事務所の所在地	練馬区光が丘7-6-5	豊島区長崎6-2-3	H30. 1. 24
		代表者の氏名	大槻 真里絵	大槻 文彦	H31. 3. 11

●東京都選挙管理委員会告示第六十四号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年九月三日

東京都選挙管理委員会

江東西税理士政治連盟	矢ノ目 忠	代表者の氏名	矢ノ目 忠	塩崎 勝	R1. 6. 7
		会計責任者の氏名	松本 献	塩崎 勝	R1. 6. 7
こまざき美紀後援会	駒崎 美紀	主たる事務所の所在地	北区赤羽1-59-8	北区上十条2-25-14	R1. 6. 1
小用進後援会	小用 進	代表者の氏名	小用 進	小島 恵進	R1. 6. 25
ささきりか後援会	佐々木 里加	主たる事務所の所在地	栃木県鹿沼市鳥居跡町1476-1	板橋区大山東町39-4	R1. 6. 14
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R1. 6. 14
自由を守る会	上田 令子	会計責任者の氏名	高木 章成	秦 智紀	R1. 6. 2
全国住宅産業政治連盟	牧山 丞治	代表者の氏名	牧山 丞治	神山 和郎	R1. 6. 4
武田あやな後援会	武田 紋奈	主たる事務所の所在地	墨田区京島3-7-4	武蔵野市桜堤2-10-11	R1. 6. 1
		会計責任者の氏名	武田 紋奈	武田 英子	R1. 6. 1
玉川税理士政治連盟	守屋 みゆき	代表者の氏名	守屋 みゆき	横山 繁正	R1. 6. 19
東京都建築士事務所政経研究会	塚本 達二	代表者の氏名	塚本 達二	加藤 昇	R1. 5. 23
		会計責任者の氏名	青谷 壹恣	加藤 峯男	R1. 5. 23
東京都石油政治連盟	大家 章嘉	代表者の氏名	大家 章嘉	谷口 寿亜	R1. 5. 28
豊島税理士政治連盟	臼井 淳子	会計責任者の氏名	山田 尚武	伊藤 貴徳	R1. 6. 14
日本の文化と伝統を守る会	山田 正興	代表者の氏名	山田 正興	横沢 国夫	R1. 6. 1
日本橋税理士政治連盟	井上 眞一	代表者の氏名	井上 眞一	福本 光男	R1. 6. 24
		会計責任者の氏名	岩川 由美子	森 一郎	R1. 6. 24
日本弁護士政治連盟東京本部	安井 規雄	代表者の氏名	安井 規雄	早稲田 祐美子	R1. 6. 4
		会計責任者の氏名	安井 規雄	早稲田 祐美子	R1. 6. 4
八王子税理士政治連盟	伊保谷 徹	代表者の氏名	伊保谷 徹	寫田 良樹	R1. 6. 14
へんみ圭二友の会(後援会)	逸見 圭二	代表者の氏名	逸見 圭二	久保 晃	R1. 6. 24
本所税理士政治連盟	古庄 一夫	代表者の氏名	古庄 一夫	小林 孝治	R1. 6. 14
		会計責任者の氏名	堀内 芳訓	古庄 一夫	R1. 6. 14
町田市薬剤師連盟	関根 克敏	代表者の氏名	関根 克敏	瀬谷 雅行	R1. 5. 31

まちづくり市民こだいら	水口 和恵	主たる事務所の所在地	小平市学園東町2-4-11	小平市上水本町3-16-15	H31. 2. 1
緑の地球ナンバーワンの会	山下 容子	公職の種類(第一号)	参議院議員	衆議院議員	R1. 6. 6
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	山下 容子、参議院議員	山下 容子、衆議院議員	R1. 6. 6
村木英幸後援会	村木 英幸	会計責任者の氏名	宮崎 直美	橋本 武雄	R1. 6. 19
雪谷税理士政治連盟	庄子 賢也	代表者の氏名	庄子 賢也	深牧 義男	R1. 6. 21
幸福実現党東京都本部	藤田 寛子	代表者の氏名	藤田 寛子	吉井 利光	R1. 6. 7
全日本不動産政治連盟東京都本部	中村 裕昌	会計責任者の氏名	本多 健幸	石原 孝治	R1. 6. 5
東京都医師政治連盟板橋区支部	齋藤 英治	代表者の氏名	齋藤 英治	水野 重樹	R1. 6. 15
		会計責任者の氏名	齋藤 和雄	仁木 美奈子	R1. 6. 15
東京都医師政治連盟日野支部	塩谷 武洋	主たる事務所の所在地	日野市日野1077-33	日野市豊田3-27-8	R1. 6. 21
		代表者の氏名	塩谷 武洋	野田 清大	R1. 6. 21
		会計責任者の氏名	西村 正智	塩谷 武洋	R1. 6. 21
東京都歯科医師連盟足立支部	田代 昌尚	主たる事務所の所在地	足立区竹の塚1-41-1	足立区栗原1-12-9	H31. 4. 1
		代表者の氏名	田代 昌尚	山本 喜三郎	H31. 4. 1
東京都歯科医師連盟三鷹支部	岡崎 真大	代表者の氏名	岡崎 真大	竹下 敦	R1. 6. 26
東京都社会保険労務士政治連盟城西統括支部	大山 邦博	代表者の氏名	大山 邦博	森岡 三男	H31. 4. 23
東京都社会保険労務士政治連盟多摩統括支部	長尾 雅昭	主たる事務所の所在地	立川市曙町2-34-6	立川市錦町2-1-7	R1. 6. 7
		代表者の氏名	長尾 雅昭	小林 治	R1. 6. 7
		会計責任者の氏名	関川 雅代	関川 美佐緒	R1. 6. 7
東京都社会保険労務士政治連盟中央統括支部	松林 慎二	会計責任者の氏名	畑中 義雄	荒川 ゆう	H31. 4. 24

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由党東京都参議院選挙区第1総支部	山本 太郎	H31. 4. 26
自由民主党東京都足立区第十六支部	藤沼 壮次	R1. 6. 7
自由民主党東京都足立区第二十六支部	鴨下 稔	R1. 5. 31
自由民主党東京都江戸川区第十五支部	渡部 正明	R1. 5. 25
自由民主党東京都墨田区第十二支部	坂下 修	R1. 5. 20

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
稲葉孝彦後援会	稲葉 孝彦	R1. 5. 31
笑顔と子どもを	竹内 聖織	R1. 5. 31
大谷洋子とともに拓く会	大谷 洋子	H31. 4. 30
大槻文彦後援会	大槻 真里絵	R1. 6. 18
お年寄り子どもたちが暮らしやすい多摩をつくる会	大平 晃司	R1. 6. 12
小野寺あつしはげます会	小野寺 淳	R1. 5. 31
小俣美恵子後援会	小俣 美恵子	H31. 1. 31
輝く明日の調布をつくる会	成瀬 障	R1. 6. 27
幸福実現党文京後援会	大橋 正生	R1. 5. 31
狛江・行革市民の会	河西 和	R1. 5. 31
小用進後援会	小用 進	R1. 6. 25
坂下おさむ後援会	坂下 修	R1. 5. 20

●東京都選挙管理委員会告示第六十五号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) 第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和元年九月三日

東京都選挙管理委員会

坂下おさむ税理士後援会	井尾 成海	R1.	5.	20
市民の声、地域の力！	森 信一	R1.	6.	24
竹内まさおり後援会	竹内 聖織	R1.	5.	31
中島義春後援会	中島 義春	R1.	6.	14
藤沼壮次後援会	赤城 敏之	R1.	6.	7
藤野茂後援会	藤野 茂	R1.	5.	30
藤原みさこと文京を創る会	藤原 美佐子	R1.	6.	22
「みんなが主役」市民の会－夢をカタチに－	寺川 知子	R1.	6.	20
武蔵野市の未来を考える会	武田 紋奈	H31.	4.	30
山岡やすあき後援会	山岡 泰彰	R1.	6.	28
渡部正明後援会	小西 俊夫	R1.	5.	25

●東京都選挙管理委員会告示第六十六号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
 条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

令和元年九月三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
榎本 あゆみ	区議会議員	榎本あゆみ後援会	港区芝浦4-4-27	R1. 5. 8
白石 恵子	区議会議員	白石けい子とともに歩む会	練馬区高松3-24-19	R1. 6. 10
水口 和恵	市議会議員	まちづくり市民こだいら	小平市学園東町2-4-11	H31. 4. 22
山岸 一生	参議院議員	山岸一生後援会	千代田区平河町2-12-4	R1. 5. 23

●東京都選挙管理委員会告示第六十七号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

令和元年九月三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
駒崎 美紀	こまざき美紀後援会	主たる事務所の所在地	北区赤羽1-59-8	北区上十条2-25-14	R1. 6. 1
佐々木 里加	ささきりか後援会	公職の種類	市議会議員	衆議院議員	R1. 6. 14
		主たる事務所の所在地	栃木県鹿沼市鳥居跡町1476-1	板橋区大山東町39-4	R1. 6. 14
山下 容子	緑の地球ナンバーワンの会	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	R1. 6. 6

●東京都選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年九月三日

東京都選挙管理委員会

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
一木 重夫	小笠原未来創造塾	H31. 4. 27
稲葉 孝彦	稲葉孝彦後援会	R1. 5. 31
大谷 洋子	大谷洋子とともに拓く会	H31. 4. 30
大平 晃司	お年寄りと子どもたちが暮らしやすい多摩をつくる会	R1. 6. 12
小野寺 淳	小野寺あつしはげます会	H31. 4. 30
坂下 修	坂下おさむ後援会	R1. 5. 20
中島 義春	中島義春後援会	R1. 6. 14
藤原 美佐子	藤原みさこと文京を創る会	R1. 5. 1

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百九十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和元年九月三日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百一十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	八千万枚 二百四十億円 (三十億円を一単位(一ユニット)として八単位(八ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和元年九月二十四日から同年十月十八日まで
七	抽せん期日	令和元年十月三十日
八	当せん金支払開始期日	令和元年十一月五日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金の数 当せん本数
等	級	一等 三億円 一本
一等	の前後賞	一億円 二本
一等	の組違い賞	十億円 九十九本
二等		五百万円 二本
三等		百万円 百本
四等		十万円 二千百本
五等		三千万円 十万本
六等		三百円 百万本
計		百万二千二百四本

備考

十 注意事項
一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十一 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百九十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和元年九月三日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百一十二回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四千万枚 百二十億円 (三十億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和元年九月二十四日から同年十月十八日まで
七	抽せん期日	令和元年十月三十日
八	当せん金支払開始期日	令和元年十一月五日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金の数 当せん本数
等	級	一等 二千万円 四本
一等	の前後賞	五百万円 八本
二等		百万円 二百本
三等		十万円 四千百本
四等		一万円 一百万本
五等		三千万円 十万本
六等		三百円 百万本
計		百一十二万四千二百十二本

備考

十 注意事項
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

平成30年度決算の要旨について

東京都市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）第44条の規定に基づき、平成30年度決算要旨を次のとおり公告する。

令和元年9月3日

東京都市町村職員共済組合

理事長 藤 野 勝

- 1 組合に属する地方公共団体の数は、26市、5町、8村、一部事務組合等31団体の計70団体である。
- 2 組合員数、標準報酬の月額、標準期末手当等の額及び被扶養者数

(1) 組合員数	(長期)	28,373人
	(短期・保健)	28,366人
(2) 標準報酬の月額	(長期)	11,772,824,000円
	(組合員1人当たり)	414,930円
	(短期・保健)	12,095,784,000円
	(組合員1人当たり)	426,418円
(3) 標準期末手当等の額	(長期)	47,801,321,000円
	(短期・保健)	48,122,577,000円
(4) 被扶養者数		21,454人
	(組合員1人当たり)	0.76人
- 3 組合に従事する職員の数 46人
- 4 各経理単位別の損益計算書及び貸借対照表の概況は、別表(1)及び別表(2)のとおりである。

